

仕様書

本仕様書は、分任支出負担行為担当官下越森林管理署長(以下「発注者」という。)が発注する令和7年度下越森林管理署西園町二丁目宿舎内部改修外1工事を受託する者(以下「受注者」という。)が行う工事の仕様を定める。

1 工事の名称

令和7年度下越森林管理署西園町二丁目宿舎内部改修外1工事

2 工事の場所

新潟県新発田市西園町2丁目4番10号

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月27日まで

4 目的

国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)に基づき設置した当該宿舎の老朽化している内部改修工事及び外部物置修繕工事を行い、当初の性能水準まで回復させること。

5 施設の概要

(1) 名 称:西園町二丁目宿舎

(2) 建築年月:平成4年3月28日

(3) 用 途:国家公務員宿舎

(4) 規 模

ア 構 造:木造

イ 階 数:2階建て

ウ 建 築 面 積:235.59平方メートル

エ 延べ床面積:387.55平方メートル

6 工事内容

101・102・103(※)・201(※)・202・203号室の計6室 各室共通

(1) 内装工事:壁ラミ合板t=5.5下地 ビニルクロス張り

(2)畳:更新(120帖)

(3)エアコン:脱着(4台)※エアコン未設置のため

(4)外部物置:引戸修繕(101・102号室)

7 特記事項

- (1) 工事に当たっては、入居者の生活に配慮しつつ安全を確保する。
- (2) 本仕様に記載のない事項や詳細については、適用工種に応じて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による公共建築改修工事標準仕様書等による。
- (3) 工事着手に先立ち、工事の総合的な施工計画書を作成し、発注者が別に指定する監督職員（以下「監督員」という。）に提出し承諾を受ける。
その際、使用する資材の材料承認図面（電子データ）を提出すること。
- (4) 作業内容、進捗状況等を工事日報（任意様式）に整備し、工事完了後に監督員へ提出すること。
- (5) 電力及び水が必要となった場合は、原則、受注者が発電機等を用意する。ただし、監督員と協議の上、入居者が使用している当該宿舎の施設を使用可となった場合は、節電・節水に努めること。
- (6) 工事用車両の駐車場所や資材等の保管場所は、監督員の指示に従い当該宿舎敷地内とする。
- (7) 工事工程写真及び完成写真の撮影並びに写真の整理方法は「営繕工事写真撮影要領」（平成24年3月25日付け国営整第224号）を基本とする。
- (8) 発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき処分し、同法律第12条の3に規定する「産業廃棄物管理票」を提出すること。
- (9) 本工事の実施に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うとともに事故防止に努める。
- (10) 工事中は適宜整理整頓を行う。
- (11) 現場代理人は工事完了後、速やかに工事の完了届を監督員に提出すること。その後、発注者が別に指定する検査職員（以下「検査員」という。）の検査を受けること。検査日時については、検査員から現場代理人へ通知する。
- (12) 工事により知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とする。
- (13) この仕様書に定めにない事項については、双方協議して定める。